

【別紙】

利用者負担軽減対象者の確認方法及び対象者に係る請求手順等

1 令和2年6月サービス提供に係る明細書の作成

通常どおり、明細書を作成する。

※ この時点では、国保連への伝送は行わないこと

2 利用者負担軽減対象者の確認

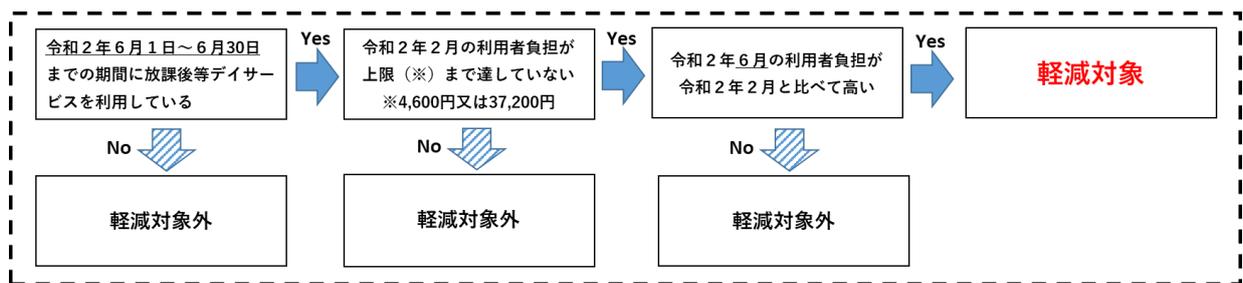
下記のフローチャートを用いて、利用者負担軽減対象者かどうかを確認する。

※ 複数事業所を利用している場合は、利用者負担の合計による比較が必要

※ 上限管理対象の場合、上限額管理事業所が、上限額管理結果票を比較して判断

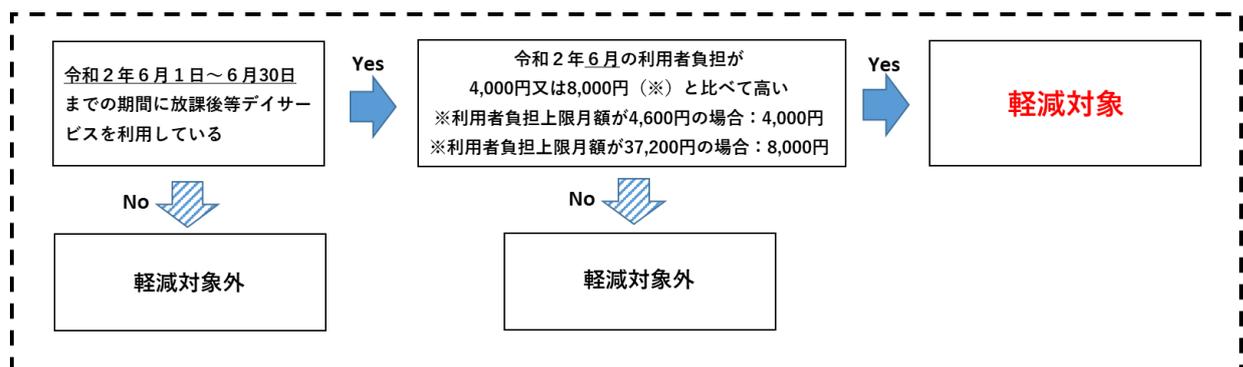
<フローチャート>

【① 2月に利用がある利用者】



【② 2月に利用がない又は3月以降に新規で給付決定を受けた利用者】

(3月まで児童発達支援を利用し、4月から放課後等デイサービスを利用している者も含む)



3 利用者負担軽減後の明細書の作成

請求ソフト（簡易入力システム）において、利用者負担上限月額①を、令和2年2月の利用者負担と設定して、明細書を作成する。

※ 複数事業所を利用している場合、全事業所の利用者負担の合計を設定

※ 以上、1～3を利用者全員分について行い、電子請求を行う

【別紙】

障害児通所給付費・入所給付費等明細書 日数情報																
提供年月	令和	2	年	6	月分	事業所名	札幌	障害児氏名	さっぼろ	都道府県等名	札幌					
受給者証番号	1234567890	札幌	地域区分	17	七級地	利用者負担上限月額	10,000円	指定事業所番号		管理結果	管理結果額					
手入力により、利用者負担軽減後の利用者負担へと修正する																
No.	2	サービス種別		開始年月日	令和		年	月	日	終了年月日	令和		年	月	日	
利用日数		入院日数	日	外泊日数	日	特定入所障害児食費	算定日額	円	日数	日	給付費請求額	円	実費算定額	円		
障害児通所給付費・入所給付費等明細書 集計情報																
提供年月	令和	2	年	6	月分	事業所名	札幌	都道府県等名	札幌	七級地	利用者負担上限月額	10,000円	管理結果	管理結果額	円	
利用者負担が軽減されていることを確認																
選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	上限月額調整	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	特別対策費	自治体助成分請求額
▶	1	63	14	11,088	10,180	112,875	11,287	11,287	10,000			10,000	102,875			

④ 一覧表の送付

補助対象者を一覧表（別添1）にまとめて、令和2年7月15日（水）までに札幌市へ電子メールで送付する。【メールアドレス:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp】

⑤ 利用者への説明、利用者負担の受領

説明資料（別添2）を用いて、利用者負担が減額になることを利用者へ説明のうえ、軽減後の利用者負担を受領する。

【利用者負担上限月額 37,200 円の利用者負担軽減対象者の留意事項】

- 利用者負担上限月額が 37,200 円の利用者負担軽減対象者で、上限管理をしていない場合は、通所支援受給者証の確認等により、6月の契約支給量（日数）が最も多い事業所が中心となり、利用者負担を調整することとする。

項目名	令和2年2月			令和2年 <u>6月</u>			軽減後		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
事業所名	A	B	C	A	B	C	A	B	C
契約支給量（日数）	9日	4日	2日	10日	5日	3日	10日	5日	3日
総費用額	9万円	4万円	2万円	10万円	5万円	3万円	10万円	5万円	3万円
利用者負担	9千円	4千円	2千円	1万円	5千円	3万円	<u>1万円</u>	<u>5千円</u>	<u>0円</u>
利用者負担額合計	1万5千円			1万8千円			<u>1万5千円</u>		

3千円の軽減

※契約支給量（日数）が最も多いA事業所が中心となり、利用者負担を調整する

【別紙】

- 利用者負担軽減対象者が複数事業所を利用している場合で、事業所間による利用者負担の調整が行われないうまま請求されることによる請求誤りが多く生じております。
- 特に、負担上限月額が 37,200 円の場合で、上限管理事業所が設定されていない場合に生じておりますので、複数事業所の利用について、通所支援受給者証による確認のほか、保護者等にも直接確認を行うなどして、必ず他事業所の利用状況を把握したうえで、ご請求いただきますよう、お願いいたします。

【上限額管理対象者に係る留意事項】

- 利用者負担軽減対象者については令和 2 年 2 月の利用者負担を、利用者負担上限月額とすることから、上限額管理対象者の場合、令和 2 年 2 月の利用者負担が、各事業所の利用者負担の合計となるように、上限額管理を行う必要がある。
- 2 月に利用がない又は 3 月以降に新規で給付決定を受けた利用者で、利用者負担上限月額が 4,600 円の上限額管理対象者の場合、各事業所の利用者負担の合計が 4,000 円となるように、上限額管理を行う必要がある。また、利用者負担上限月額が 37,200 円の上限額管理対象者の場合、各事業所の利用者負担の合計が 8,000 円となるように、上限額管理を行う必要がある。
- 上限額管理結果票の作成に係る具体例は以下のとおり。

(各事業所の請求情報)

項目名	令和 2 年 2 月		令和 2 年 <u>6 月</u>		軽減後
	A	B	A	B	
事業所名	A	B	A	B	A B
総費用額	4 万円	6 万円	15 万円	5 万円	15 万円 5 万円
利用者負担	4 千円	6 千円	1.5 万円	5 千円	<u>1 万円</u> <u>0 円</u>
利用者負担額合計	1 万円		2 万円		<u>1 万円</u>



(利用者負担上限額管理結果票)

利用者負担上限額管理結果票					令和 2 年 2 月の利用者負担の合計を記載
利用者負担上限月額	1 0 0 0 0				
利用者負担上限額管理結果	1				
項番	1		2		
事業所番号	1234567890		2345678901		
事業所名称	A		B		
総費用額	1	5	0	0	0
利用者負担額	1	0	0	0	0
管理結果後利用者負担額	1	0	0	0	0

管理事業所のみで充当する場合は 1、それ以外は 3 ※ 2 は、起こり得ない

令和 2 年 2 月の利用者負担の合計を上限額とみなして、各事業所の管理結果後利用者負担額を調整する。その他は、通常の上限額管理のルールどおりだが、国保連に伝送する結果票も、この内容を伝送すること。